

議案第44号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

平成30年5月26日午前9時頃天理市石上町511番地2の天理市立北保育所の玄関ホールにおいて、児童の保護者がけがを負う事故があり、これに対し、今般下記の損害賠償額で市及び被害者双方が和解したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月13日提出

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 1,292,380円